令和３年６月８日策定
令和３年 11 月２日一部改正

長崎市内の保育所・認定こども園における避難情報発令時の対応基準

１　目的

台風や大雨などにより避難情報が発令された場合に、子どもや職員の安全確保について迅速かつ適切に判断することができるよう、保育所及び認定こども園（以下「保育施設」という。）における対応基準を次のとおり定める。

２　対応基準

警戒レベル３以上の避難情報等が発令された場合の保育施設の対応は、次のとおりとする。

⑴　「午前６時から開園時刻までの間に発令されている」場合

<table>
<tr><th>避難情報</th><th colspan="2">避難情報発令区域内の保育施設</th><th>発令区域外の保育施設</th></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒レベル３
（高齢者等避難）</td><td>土砂災害警戒区域等内の保育施設</td><td>左記以外</td><td rowspan="4">開園</td></tr>
<tr><td>臨時休園
【３を参照】</td><td>縮小保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td>・保護者へ休園を連絡する。
・幼児課へ休園を電子メールで報告する。
※開園時刻前に子どもがすでに登園している場合は、『⑵「開園時間中に発令」の場合』を適用する。</td><td>保護者に対し、送迎時の安全を十分に考慮したうえで登園・降園するよう伝達する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒レベル４
（避難指示）</td><td>土砂災害警戒区域等内の保育施設</td><td>左記以外</td><td rowspan="4">開園</td></tr>
<tr><td>臨時休園</td><td>臨時休園
【３を参照】</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">・保護者へ休園を連絡する。
・幼児課へ休園を電子メールで報告する。
※開園時刻前に子どもがすでに登園している場合は、『⑵「開園時間中に発令」の場合』を適用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒レベル５
（緊急安全確保）</td><td colspan="2">一斉臨時休園</td><td rowspan="3">開園</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">・幼児課から保育施設へ一斉臨時休園を電子メールで通知する。
・保護者へ休園を連絡する。
・幼児課への休園連絡は不要とする。
※開園時刻前に子どもがすでに登園している場合は、『⑵「開園時間中に発令」の場合』を適用する。</td></tr>
</table>

※　開園前に発令が解除された場合は、準備が整い次第開園する。
※　土砂災害警戒区域等とは、土砂災害（特別）警戒区域、洪水等の浸水想定区域をいう。
※　縮小保育とは、保護者に対して家庭内保育の協力をお願いしつつ、家庭での保育がどうしてもできない世帯を対象に、最小限の範囲で保育の受け入れを行うことをいう。

⑵　「開園時間中に発令」の場合

<table>
<tr><th>避難情報</th><th colspan="2">避難情報発令区域内の保育施設</th><th>発令区域外の保育施設</th></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒レベル３
（高齢者等避難）</td><td>土砂災害警戒区域等内の保育施設</td><td>左記以外</td><td rowspan="4">開園</td></tr>
<tr><td>臨時休園
【３を参照】</td><td>縮小保育</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ子どもを速やかに避難させる。ただし、園内が安全と判断した場合は、園内に子どもを避難させる。
・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎え」を依頼する。
・幼児課へ避難状況や休園等を報告する。</td><td>保護者に対し、送迎時の安全を十分に考慮したうえで登園・降園するよう伝達する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒レベル４
（避難指示）</td><td>土砂災害警戒区域等内の保育施設</td><td>左記以外</td><td rowspan="4">開園</td></tr>
<tr><td>臨時休園</td><td>臨時休園
【３を参照】</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ子どもを速やかに避難させる。ただし、園内が安全と判断した場合は、園内に子どもを避難させる。
・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎え」を依頼する。
・幼児課へ避難状況や休園を報告する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警戒レベル５
（緊急安全確保）</td><td colspan="2">一斉臨時休園</td><td rowspan="3">開園</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">・幼児課から保育施設へ一斉臨時休園を電子メールで通知する。
・その後の対応は、「レベル４」発令時と同様とするが、幼児課への休園連絡は不要とする。</td></tr>
</table>

３　対応基準の運用

避難情報の発令状況	保育施設の対応
午前６時から開所時刻までの間において、警戒レベル３又は警戒レベル４が発令中であるが、天候がすでに回復している等の場合	天候がすでに回復している、公共交通機関（路線バス）が通常運行しているなど、施設及び施設周辺の安全が確保されている場合に限り、縮小保育ができるものとする。その場合、幼児課へ電子メールで報告する。

４　被害状況の確認

警報解除後は、十分に周囲の安全を確認できる状態になってから、施設内外の点検を行い大雨・暴風等による被害がないか確認を行い、被害状況について幼児課あて速やかに報告を行うこと。

５　マニュアルの作成等

平常時から施設の立地状況や危険個所を確認し、災害発生情報の収集に努めるとともに、上記の対応基準に沿った具体的な対応マニュアル（緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法など）を各保育施設において定めておくこと。

また、日頃から職員間でマニュアルを共有し、これに基づいた避難訓練を確実に実施すること。

なお、避難確保計画策定の対象となっている保育施設については、同計画に基づいて対応すること。

６　保護者への周知

マニュアルの内容については常日頃から保護者との相互理解を図り、入園説明会での配布・説明、園舎内への掲示等により周知すること。

○　避難情報等の確認方法

避難情報、土砂災害警戒情報、洪水警報の発令状況については、防災行政無線放送や、以下の方法により、各施設において確認する。

ア　長崎市ホームページ（防災ガイドながさき）
イ　長崎市防災メール
ウ　ＮＢＣテレビのデータ放送
エ　防災行政無線放送内容テレホンサービス（0180-999-002）